

鴻の巣会館使用料金表

(単位：円)

室 名		第1会議室・小会議室		ホ 一 ル	
区 分		使用料	冷暖房費	使用料	冷暖房費
午 前	寺 田	750	225	1500	600
	一 般	1350	405	3000	1200
	商 用 A	2700	810	6000	2400
	商 用 B	5400	1620	12000	4800
午 後	寺 田	1000	300	2000	800
	一 般	1800	540	4000	1600
	商 用 A	3600	1080	8000	3200
	商 用 B	7200	2160	16000	6400
夜 間	寺 田	1000	300	2000	800
	一 般	1800	540	4000	1600
	商 用 A	3600	1080	8000	3200
	商 用 B	7200	2160	16000	6400
午前・午後	寺 田	1750	525	3500	1400
	一 般	3150	945	7000	2800
	商 用 A	6300	1890	14000	5600
	商 用 B	12600	3780	28000	11200
午後・夜間	寺 田	2000	600	4000	1600
	一 般	3600	1080	8000	3200
	商 用 A	7200	2160	16000	6400
	商 用 B	14400	4320	32000	12800
全 日	寺 田	2750	825	5500	2200
	一 般	4950	1485	11000	4400
	商 用 A	9900	2970	22000	8800
	商 用 B	19800	5940	44000	17600

料金区分について

寺田：寺田地域内の自治会、子供会、老人会、体振などの活動に使用する者に適用する。

一般：寺田、商用区分以外で使用する者に適用する。

商用A：営業の宣伝、販売などで使用することにより収益を得る者に適用し、城陽市及び近隣市町（宇治市、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、久御山町を言う。以下同じ。）に事務所、営業所があるものとする。

商用B：営業の宣伝、販売などで使用することにより収益を得る者に適用し、城陽市及び近隣市町に事務所、営業所がないものとする。

時間区分について

午前： 9時から 正午まで	午前・午後： 9時から 17時まで
午後： 13時から 17時まで	午後・夜間： 13時から 22時まで
夜間： 18時から 22時まで	全 日： 9時から 22時まで

使用許可申請の時期

寺田、一般：使用日の3ヶ月前の月初めから
商用：使用日の2ヶ月前の月初めから